

告示第262号

令和7年3月3日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

特定感染症検査業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

特定感染症検査業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する業務名等

(1) 業務名

特定感染症検査業務

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務概要

ア クラミジア・トラコマチスの核酸増幅検査（PCR法又はSDA法）

イ HCV抗体検査（CLEIA法）

ウ HCV-RNA定量検査（リアルタイムPCR法）

エ HTLV-1スクリーニング検査（CLEIA法、CLIA法又はECLIA法）

オ HTLV-1確認検査（LIA法）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市内に事務所又は営業所を有する法人であること。

(3) 納期の到来している市税を完納していること。

(4) この公告の日（以下「公告日」という。）以後の期間において、本市から契約に係る指名停止を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (9) 鹿児島市内に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3の規定に基づく開設の登録を受けた衛生検査所を設置していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、特定感染症検査業務委託に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び(2)に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を4(1)の受付期間に鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする（期限厳守。期限後は受理しない。）。なお、4(1)の受付期間に申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することができない。

(2) 申請書等

- ア 会社概要書（様式あり）
- イ 本市が発行する市税に滞納がないことの証明書
- ウ 商業登記簿謄本
- エ 印鑑証明書
- オ 直近1期分の財務諸表
- カ 臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定に基づく衛生検査所の登録を証明する書類

(3) その他

- ア 申請書等は、提出日現在で作成すること。
- イ 公告日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、(2)イからオまでの書類の提出を省略することができる。
- ウ 申請書の印は、実印を使用すること。
- エ 商業登記簿謄本及び各証明書（(2)カを除く。）は、令和6年12月1日以降に発行又は証明されたもの（(2)イについては、2(3)に掲げる要件を確認できるもの）を提出すること。ただし、(2)エを除き、複写機による写しでも可とする。
- オ 提出部数は、各1部とする。

カ 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

キ 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和7年3月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課（別館3階）

5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、その結果は令和7年3月19日（水）までに通知する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和7年3月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課において閲覧に供する。なお、本市ホームページにおいては、公告日から令和7年3月24日（月）までの間、閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。

ア 受付期間

公告日から令和7年3月10日（月）午後5時15分まで（ただし、直接持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 直接持参による場合の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課（別館3階）

エ 受付電子メールアドレス

kansen-taisaku@city.kagoshima.lg.jp

オ その他

質問書様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、本市ホームペ

ージにおいて入手することができる。

- (3) (2)に関する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日及び日曜日を除く。）以内の日から令和7年3月24日（月）までの間、本市のホームページに掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月25日（火）午前10時30分

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所別館3階300会議室

9 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

- (2) 入札書には、1(3)アからオまでの検査1件当たりの見積単価及びそれぞれの単価に仕様書に記載の予定数量を乗じて得た合計額を参考総価比較額として記載すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札回数は、3回までとする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

- (2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 開札の日時

即時開札

1 3 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 その他

(1) 申請書等の提出以降、入札に至るまでの間に鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。

(2) 業務履行が困難と見込まれる低価格での落札の際、調査し失格とする場合がある。

(3) 本入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効となる。

1 7 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延

期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

18 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号（別館3階）

鹿児島市健康福祉局保健部感染症対策課

電話 099-803-7023（直通）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

電子メール kansen-taisaku@city.kagoshima.lg.jp